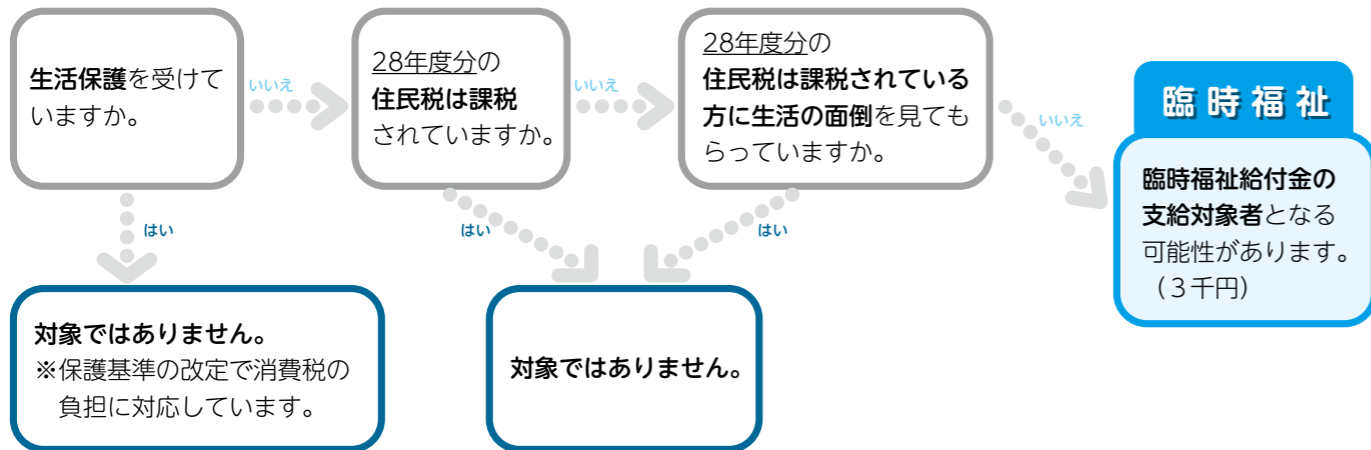


対象者診断チャート

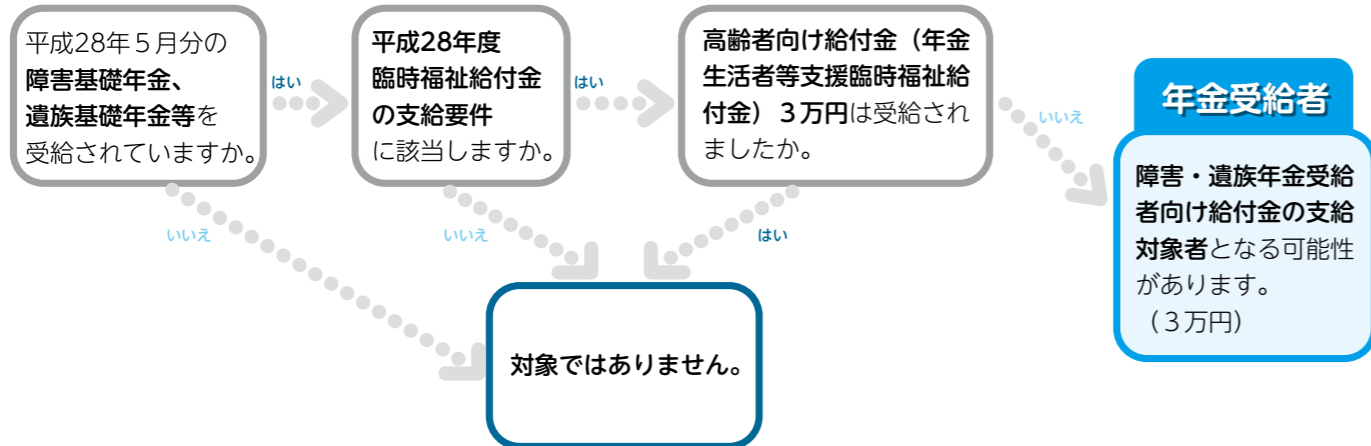
臨時福祉給付金

※基準日は平成28年1月1日になります。



障害・遺族年金受給者向け給付金

※基準日は平成28年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。 ※受給の可否や課税状況については、電話ではお答えできません。

臨時福祉給付金 障害・遺族年金受給者向け給付金 9月1日(木)から、受け付けを開始します



消費税率の引上げに際し、所得の低い方々の影響を緩和するために、臨時的な措置として、給付金を支給します。
また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方への支援として、障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者に給付金を支給します。平成28年1月1日時点で住民票が播磨町にあり、次の支給要件を満たす可能性がある方には、8月末に申請書を郵送します。
平成29年3月1日(水)までに必要事項を記入し、返信用封筒で郵送してください。

支給要件

●臨時福祉給付金

▼対象者 平成28年1月1日時点で住民票が播磨町にあり、平成28年度分の住民税が課税されていない方
※ただし、課税されている方の被扶養者や生活保護の受給者は除きます。
▼支給額 1人につき3千円
※1回限りです。

●障害・遺族年金受給者向け給付金

▼対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方
※ただし、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を受給された方は除きます。
▼支給額 1人につき3万円
※1回限りです。

申請方法

申請書に必要事項を記入・押印し、本人確認書類(写し)と振込先に指定した口座が確認できる書類(写し)を同封の返信用封筒に入れて郵送してください。切手は不要です。
または、役場の特設窓口までご持参ください。

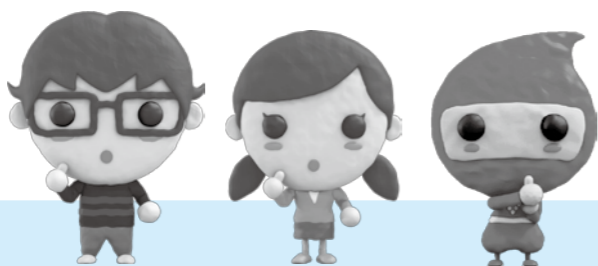
- ▼申請期間 9月1日(木)～平成29年3月1日(水)
- ▼申請先 特設窓口(役場第1庁舎1階ロビー)
- ▼期間 9月1日(木)～30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▼時間 午前9時～午後4時
- ▼福祉グループ窓口 10月3日(月)～3月1日(水)(土・日曜日、祝日を除く)
- ▼時間 午前8時30分～午後5時15分まで
- 郵送の宛先 〒760-0820 東本荘1-5-30 福祉グループ給付金担当

注意事項

- ◎申請が集中すると、窓口が混雑し、長くお待ちいただくことが予想されます。返信用封筒による郵便申請をご利用ください。
- ◎支給は10月から開始します。
- ◎申請書類が全て整ってから支給まで、2カ月程度かかります。決定後、振り込みに関する通知を送付します。
- ◎なお、8月末に申請書を郵送しますが、申請書が届かない方で、上記チャートにより対象と思われる方については、専用ダイヤルまでお問い合わせください。
- ◎DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに播磨町にお住まいの方については、播磨町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

給付金Q&A

- Q 平成28年1月2日以降に播磨町に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか?
- A 平成28年1月1日時点で住民登録されていた市区町村で支給対象となります。申請方法などについては、直接、該当の市区町村にお問い合わせ



- ▶問合せ
- 申請方法についての問い合わせ
福祉グループ給付金担当(専用ダイヤル) ☎079(437)7040
福祉グループ ☎079(435)2361、2362
- 制度に対するお問い合わせ
厚生労働省2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192

- Q 基準日以降に亡くなった場合は給付金の対象になりますか?
- A 申請受付期間が開始される(平成28年9月1日)前に亡くなられた方や、申請受付後、播磨町が支給決定するまでの間に亡くなられた方は対象にはなりません。



- ※注1 【本人確認書類とは】
健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの写し
※マイナンバー通知カードは本人確認書類にはなりません
- ※注2 【指定した口座が確認できる書類】
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
※ただし、昨年度も播磨町から支給された受給対象者で、今年度も同じ金融機関口座への振込を希望される場合は、指定した口座が確認できる書類(写し)は必要ありません。